

江戸時代における文武両道教育の研究 (二)

平 田 宗 史

(第四部教科)

(平成3年9月9日受理)

(三) 延岡藩の文武両道教育

延岡藩は、宮崎県の県北に位置する現在の延岡市を中心としたところに位置した藩である。それは、島津義久が、1587(天正15)年5月、豊臣秀吉に降伏したことにより、その年の、10月、高橋元種が、豊前国香春から県(延岡の旧称)に入封したことにより始まる。元種は、関ヶ原合戦(1600年)においては東軍に組し、本領安堵(5万石)となったが、1613(慶長18)年10月には、罪人隠匿の科で改易となる。翌1614年7月、肥前国日之江の有馬直純が、1万3000石加増されて、5万3000石で入封した。有馬は、康純(1641~1679)→清純(1679~1691)と続くが、1690(元禄3)年9月、領民が逃散したという事件で、翌1691年12月、有馬清純は、越後国糸魚川に移封された。有馬時代には、県が延岡と呼ばれるようになり、藩領も拡大し、延岡七町が完成したのである。

その後、翌1692(元禄5)年2月、三浦明敬が、下野国壬生より、3000石が加増されて2万3000石で延岡に入封した。20年経った1712(正徳2)年7月、明敬は、三河国荻谷へ転封され、それに代って牧野成央が、8万石で入封した。成央に次いで、貞通(1719~1747)が藩主となったが、1747(延享4)年3月19日、常陸国笠間へ転封となり、それに代って、磐城国平の内藤政樹が、7万石で入封したのである。高橋→有馬→三浦→牧野→内藤と、藩主が、つぎつぎと変わったが、その後は、内藤氏が延岡藩を治めることとなった。政樹(1747~1756)に続いて、政陽(1756~1770)→政條(1770~1790)→政韶(1790~1802)→政和(1802~1806)→政順(1806~1834)→政義(1834~1862)→政挙(1862~1869)と、明治まで、内藤氏の治政は続いた。

内藤氏の公式の拝領高は七万石(実高は八万石余)と言われ、それは、日向国臼杵郡の内=2万4674石余、日向国宮崎郡の内=2万4693石余、豊後国大分・国東・速見三郡の内=2万631石余と、三地域に分れていた。

内藤延岡藩家臣の基本格は、「組内」、「中小姓組」、「組外」、「足軽以下」の四つに分れていたと言われ、明治初年の『旧延岡藩諸御届願何留』(内藤家文書)によると、藩士の格は、表(三-①)の通りである。

表(三-①) 延岡藩士の格

計	水主	諸人	宮崎職	豊後・千歳郡務所付	郷士	郷士	足軽	徒士	藩士	名 称
一四三九	三	一	二	一	二	二	二	一	四九二	員 数
六一四二	八	四	五	八	七	一	四	五	二二〇	家 族

注 木村 礎他二人編 『藩史大事典』第7巻 九州編 雄山閣 昭和63年7月5日 487頁

延岡藩の家臣団構成での特徴は、多数の郷士・郷足軽・遠隔地役所付地元役人の存在であるという。それは、拝領地域が三地域に分れていたことによるのであろう。

どの時代、どの藩にも、好学の藩主、藩士、そして、人がいるが、内藤氏が延岡藩政を司どる以前にもいた。延岡教学の祖といわれる有馬時代の医儒渡辺正庵、その学問は、孫渡辺新蔵、そして、弟子達に受け継がれる。

しかし、延岡藩の教学が一段と発展するのは、内藤氏が藩政を司どるようになってからである。初代政樹は、自ら算学を好み、学び、単なる殿様芸でなく、後世、「延岡の算術」と称せられる基礎をつくった。⁽⁴⁾

表(三-②) 初代藩主内藤政樹が登用した人物

儒学	橘 喜太郎	名ハ好保其学派詳ナラス按スルニ水戸藩士三宅總十郎ノ薦ニ因テ之ヲ聘ス蓋水戸学ナランカ
	赤 星 多四郎	名ハ国香字子蘭業ヲ太宰春台ニ受ク致仕シテ拙齋ト号ス安永十年死ス著ス所藻鹽草アリ
算術	久留島 喜内	久留島喜内寄太父ヲ村上佐助義寄ト云水谷出羽守勝賢豊岩 ^山 ニ仕ヘ二百石ヲ食シ奉行タリ水谷家断絶ノ後ハ仕ヘスシテ氏ヲ改メス久留島ト称ス喜内数学ニ達シ享保中政樹聘シテ之ヲ師トス致シテ名ヲ沾数ト改ム宝暦七年死ス之ヲ久留島流ノ祖トス
	松永 安右衛門	松永安右衛門良弼又ノ名ハ翼東岡ト号ス久留米ノ人算術ヲ荒木彦四郎村英ニ学ヒ晩ニ関新助ノ門ニ入ル初メ松平飛騨守ニ仕ヘ後ニ仕ヲ辞シテ江戸ニ在リ享保中政樹ニ仕フ寛保四年死ス著ス所方円算経等數十種アリ
躰方	佐 藤 五兵衛	名ハ映升履歴詳ナラス
兵学	大島與三右衛門	名ハ景明北条流延宝年間景明ノ祖父藏人業ヲ幕府士福島傳兵衛ニ受ク
炮術	長谷川右近右衛門	名ハ豊昌閩流業ヲ常州土浦藩閩内蔵助勝信ニ受ク
弓術	藁 科 十太夫	名ハ吉典日置流雪荷派元和年中十太夫の先太郎左衛門吉成業ヲ武蔵ノ人中川左平太ニ受ク
	新 猪之八	名ハ兼佐吉田派師授詳ナラス
	遠山 弥一兵衛	名ハ景慶日置流雪荷槽谷左近派元禄中命シテ阿部豊後守家臣海野仁左衛門ニ從ヒ学ハシム
馬術	塚本 傳右衛門	名ハ長具拔用流寛永中父傳右衛門長宗業ヲ藩士塚本玄蓄ニ受ク長宗氏ハ長田師之ニ其氏ヲ與フ因テ塚本ヲ氏トス寛永年間仕ヘテ藩士トナル其拔用流ト号スル詳ナラス
槍術	加 藤 兵衛門	名ハ包道大島流寛永中包道祖父亦兵衛重長業ヲ紀州藩大島雲平ニ受ク
剣術	河波作野右衛門	名ハ正命後氏ヲ久米ト改ム林崎夢想流居合寛永中作野右衛門曾祖父儀左衛門正勝業ヲ藩士河崎藤兵衛ニ受ク
	加 藤 小藤沢	名ハ光賢林崎夢想本心無敵流居合小藤次ノ父又次郎光澄業ヲ叔父加藤白甫官房ニ受ク白甫之ヲ藩士石川新右衛門良当ニ受ク新右衛門之ヲ岩城飯野八幡宮祠飯野式部盛儀ニ受ク而シテ式部新左衛門皆林崎夢想流タリソノ本心無敵ノ四字ヲ加フル今考ヘカラス蓋シ白甫諸国武者修行トシテ外ニアル久シ其己カ得ル所ヲ以テ号ヲ立異ヲ表スルカ
捧捕手	内田 七郎兵衛	名ハ隆恭捧ヲ円流ト称ス藩士新井鉄翁齊ニ受ク鉄翁齊師授詳ナラス南蛮流ハ藩士三浦隼人喬連ニ受ク三浦之ヲ橋本一夫齊ニ受ク橋本元殺当藩南蛮ハ其新ニ号スル所斯人履歴傳ラス

注 文部省総務局 『日本教育史資料』 参 明治23年10月30日 235頁による。

そして、政樹は、有能の士を文武両方面に進んで登用したのであった。政樹の後を継いだ政陽も、また、学を好み、1768(明和5)年2月、学問所を延岡城部内字本小路の西端に、武芸所をそれと同地所に建てたのである。その設置の経緯は、つぎの通りである。

「明和五年二月内藤能登守政陽^{字子温}学問所武芸所ヲ一區地ニ創立ス学問所之ヲ学寮ト称シ武芸所ヲ武寮ト号ス是ヨリ先キ文武ノ業皆各其師家ニ就キ之ヲ学フ武芸ノ如キ晴則之ヲナシ雨則己ム是ヨリ復晴雨ヲ論スルヲ須ヒス只弓銃射的ノミ寮外

ニ於テ之ヲ演ス是ヨリ先キ近習役^{七藩多ク側役ト稱スルモ}山本與兵衛^{略傳後器幹}アリ政陽知ツテ能任ス四年其常務ヲ簡ニシ文武ヲ監視セシム五年遂ニ家ヲ学問所地内ニ作り之ヲ居ラシメ以テ其出入ヲ便ス文武ノ業駸々興ル」

第二代藩主政陽が、学問所および武芸所を設置したことは、初代藩主の意思を継承したのであるが、その実態は、今のところ分らないのである。

しかし、藩主政陽が、隠居するに当って、第3代藩主となる政修に対し、1770(安永6)年7月、文武の振興に関し、31ヶ条からなる訓戒を残した

のである。その中、学政に関する部分は10ヵ条である。さらに、10ヵ条の中で、文武両道に関する部分を抜粋してみよう。

「一家中学問武術ノ儀此節者漸ク出精候者モ少シハ相見候乍然前々申候通席ノ取計ニテ如何様ニモ家中之者学問武術致出精候様相成候者故在所江戸用席ノ粹親々前段ノ申付無怠慢諸家中ニ拔テ出精爲致候得者家中親々心得違モ相止可申候間用席ヨリケ様ノ事始候様取計候様被致度候事

一此度ハ延岡政事甚大切之節ト被存候間万事質素ニ被致学問武術政事ノ源ニ候是サヘ行候得者用立候士自然ト出来可申候右故自身ニ被致出精家中ノ面々モ弥学問武術致出精候様取計候事專一ニ存候

(中略)

一武芸ハ学問ノ内ニテ勿論士ノ職分ニテ候主人タル者はヲ第一ニ心掛重キ役柄ノ者モ此義等ニ平日出精致候ヘハ学問執行無此上家風モ正シク一代ニ不限末代迄モ家格ニ相成候條世話被致候事

肝要ニ候事⁽²⁾

31條の訓戒は、「政陽政修ニ訓シテ政修之ヲ以テ執政参政ニ諭シ其意ヲ体シテ従事セシムルモノ」であるが、その中で、3ヵ条にわたって、「学問武術政事ノ源ニ候」という認識の下に、学問および武術の奨励を訓戒として残している。そして、言葉だけの奨励でなく、その具体的奨励法を、つぎのように記している。

「凡ソ文武上進ノ者ニハ之ヲ拔擢シ直ニ役員ヲ命シ或ハ教授ヲ命ス其子弟ヨリシテ俸米ヲ与フ大抵百石ニ止ル其他卒ヲ下士トナシ下士ヲ上士ニ登セ又金若干ヲ定額ナシ与ヘ或ハ引米ヲ免除スルコトアリ其懶怠ナルモノヲ罰スル殆ント家禄ノ半ヲケツル」

これによると、文武に秀れている者に地位を与え、禄を支える一方、怠惰な者は家禄の半をけずるという厳しいものである。しかし、別の見方をすれば、上記の奨励法を指示しなければならなかったのは、まだまだ文武両道教育の普及は難しかったのであろう。

表 (三-③) 内藤氏時代の学事沿革 (1755年～1864年)

1753年	宝歴三年	政樹致仕政陽封ヲ襲フ政陽榮ヲ好贊ヲ森彦右衛門 ^{名ハ鉄ニ執ル後南宮弥六郎ヲ師トシ浜法ヲ松宮主^{北條流ニ受ク又交ヲ諸名士ニ納ル}門ノ如キ其最タリ}
1757年	宝歴七年	高島求馬 ^{名ハ貞勝観古ト号ス近江人松ヲ録シ} 宮主輪門人兵書数部ヲ著ス
1764年	明和元年	藩士児玉伊達之助 ^{名ハ久逸大島流ヲ学ヒ自得スヲ挙皆以テ師範トス} ル所アリ自ラ精神流ト号ス
1777年	安永六年九月	政陽ノ子右享亮政修始メヲ儒者ヲシテ經ヲ書院ニ講セシメ家老ヨリ下小吏ニ至ルマテノ文官ヲ会シコレヲキカシメ月ニ三次以テ例トナス是月始テ用人一名ヲ以テ文武掛リトナス
1787年	天明七年	中村唯右衛門 ^{名ハ勝成宝暦九年命シテ柳生ニ新陰流剣術師範ヲ命ス} 備前守ニ從ヒ業ヲ受ケシム
1794年	寛政六年二月	能登守政韶組頭 ^{藩ノ職制家老ニ聖ニ組頭ヲ以テシモ藩ノ番頭ニアタル} 一名ヲ以テ学問所掛リトス
1799年	寛政十一年	又一名以テ文武掛トス
1800年	寛政十二年五月	軍使役ヨリ四名ヲ撰ヒ文武寮掛ヲ命シ又子弟六名ヲ擢テ文武寮頭トス
1801年	享和元年	稲垣良助 ^{名ハ高秋業ヲ幕府土齊藤新藏正興ニ武衛流師範ヲ命ス} ニ受ク正興武衛沖之丞義旭ニ受ク
1804年	文化元年正月	備後守政和白瀬炎卿ヲ長崎ニ遣シ唐音俗通 ^{即通ヲ学ハシム} 岩切孝哲 ^{名ハ千里炎卿ノ弟} 出テ若切モ亦長崎ニ之キ和蘭医術ヲ楡林榮哲ニ受ク是レ蘭方医ノ始トス
1816年	文化十三年九月	右京亮政順理財宜失シ藩大ニ窮ス遂ニ節約ヲ命シ文武寮頭取役ヲ廢ス此際学政殆ント地ヲ掃ニ至ントス
1818年	文政元年	内田耕助 ^{名ハ中行ノ人ヲ} 禄シ師範トス内田ハ佐藤一斉ガ弟子宋説ヲ主張ス是時儒者皆古学是ヨリ先キ独リ小松左一郎肥後人ニ從テ宋氏ヲ修メ小学近思録ヲ奉シ諸氏ノ攻撃スル所タリコ、ニ至テ内田ト二人タリシカレトモ猶衆ニ適スル能ハサルナリ
1821年	文政四年	加藤佐左衛門 ^{名ハ昌武} ニ南蛮流炮術取扱ヲ命シ後師範トス ^{南蛮流師授詳ナラス}

1822年	文政五年八月	再ヒ文武寮頭取役三名ヲ置ク此職ヲ廢スルコト凡六年再置後四名ヨリ八名ニ至ル
1831年	天保二年	家老内藤治部左衛門 <small>名ハ政尹</small> 首トシテ武芸ヲ勸奨シ紀州ノ人高木尚三郎ヲ招キ弓術ヲ指南セシム <small>名ハ正朝紀藩久野近江守家臣滞在凡一年余</small> 小曾戸源介 <small>名ハ宣徳業ヲ白樺藩稲葉頼母ニ受ク</small> 二種田流槍術取扱ヲ命シ後師範トス従前武術演習右一月六次ヲ以テ常トシ或ハ更二十日ヲ連テ之ヲ為スアルノミ是歳槍劍二芸始メテ毎日一時間ノ演習ヲ始ム
	十二月	治部左衛門罷メラル斯人文化十四年ヲ以テ家老タリ職ニ在ル凡十五年而シテ其奮發纔一年ノミ然レトモ終ニ為スナキモノニ勝ルト謂ハシカ是歳村上織之助九州ヲ遊歴シ遂ニ柳川加藤善右衛門ニ從テ大嶋流ノ槍法ヲ受ク凡武芸ヲ以テ它藩ニ学フ久シク絶ルノコトタリ是ヨリ復端ヲ啓ク加藤ニ学フ者相繼テ出ツ従前槍劍衛身具タル面小手筋等此際大ニ面目ヲ改ム昔ハ多クノ法ヲ教ヘテ仕合少ナク今ハ則チ擊刺ノ烈ナルニヨリ
1832年	天保三年二月	政順其書院ニ於テ儒者ノ講經ヲ聴キ家老以下ヲシテコレニ陪セシム一ツニ政修ノ時ノ如シ蓋シ此例寛政四年ニ廢シ中門拳セサル四十年今ニシテ之ヲ復ス
	十一月	素読手傳ノ職ヲ置ク <small>人員定右近將監政義</small>
1839年	天保十年	長尾與一 <small>名ハ景福山本與兵衛ノ子出テ長尾ヲ嗣ク其数学ニ於ル独学承ル所ナク初應劭記ニヨリ後縁老余算等ノ傳ニヨルト云フ</small> 算術取扱ヲ命ス是ヨリ先キ算学ヲ輕視シテ吏胥ノ事ト為ス久シ此ニ於テ再ヒ政樹政陽ノ志ヲ紹ク
1841年	天保十二年	山本半藏 <small>名ハ武俊字伯英蒙齊ト号ス津輕藩士山鹿東水ニ学フ</small> 山鹿流兵学取扱ヲ命シ後師範トス一派兵法ヲ増ス
1844年	弘化元年	濱武場ヲ市街ニ設ケ以テ外人トノ講習ノ所トス
1845年	弘化二年	高槻藏人 <small>名ハ基久熊本藩小堀清左衛門ニ学フ</small> 長順流游泳取扱ヲ命シ後師範トス是レ武科游術ヲ置ノ始
1848年	嘉永元年四月	内藤玄美 <small>即政</small> 又家老タリ嘗ラ其閑居スル書ヲ人ニ與ヘテ文武ヲ勸奨スルヲ以テ急務トス是ニ至テ其言ヲ踐ントス人亦此ヲ以テ之ヲ責ム是時ニ方テ風氣稍開ケ士ノ自奮ヲ游学スルモノ已ニ多ク復タ弓馬槍劍ノミヲ以テ足レリトセス議論漸ク起ル
	五月	吉羽計馬 <small>名ハ水高業ヲ高島四郎太夫ニ受又岩国士有坂澤藏ニ從ヒ疑マ質ス計馬画ヲ能クス画ク所演砲式等頗ル觀ルヘキアリ</small> ヲ以テ西洋砲術師範トス
1849年	嘉永二年正月	令シテ曰ク文武勸奨今武ニ厚ク文ニ薄キヲ免レス而学校狭小人ヲ容ル、ニ足ラス仮ニ城中広堂ヲ以テ之ニ充テ二八ノ日ヲ以テ講ヲ開クト玄美ノ家老タル中小姓頭大島味膳ヲ以テ文武心添トス又世話役八名ヲ撰ヒ諸士ヲ勸メテ講筵ニ列セシム大島及八士頗ル力アリ此時教授ヲ四屋永次郎 <small>名ハ基之恪京ト号ス業ヲ篠崎長左衛門葛西健藏ニ受又卷右内ニ從テ書ヲ学フ最モ書ヲ善クス藩ノ書風殆ント一変ス</small> 牧文吉右 <small>名臨字文吉半航ト号ス業ヲ頼山陽ニ受ク</small> トス其它学識アル者其教官ト否トヲ問ハス出テ書ヲ講セシム聴衆満堂是月迦農天砲等四種ヲ置ク是ヲ西洋火技ノ始トス
	四月	玄美江戸ニ往ク其後行事復觀ルニ足ルモノナシ故ニ其進退復ク書セス
	六月	平井藤三郎 <small>名德聚字子敏業ヲ三谷藩藏ニ受ク</small> 九月内田耕助 <small>名安清中行ノ子業ヲ富谷五郎ニ受ク</small> ヲ以テ教授トス平井内田皆宋学内田尤名義ヲ重ンス其門人ヲ教ユル純正蒙求靖獻遺言宋名臣言行録等ヲ以テス是時古学已ニ衰ルトイヘトモ人尚ホ是等ノ書ヲ読ムモノアルナシ就中李翰蒙求必読ノ書タリ内田断然胡氏ヲ以テ之ニ代フ是月学寮狭フシテ衆ヲ容ル能ハサルヲ以テ仮ニ某氏ノ故宅ニ移ス
1850年	嘉永三年五月	学寮ニ名クルニ広業館ヲ以ス
1951年	嘉永四年三月	延岡ノ地タル城ヲ夾テ二水アリ士ヲ三処ニ処ク校ハ郭内ニアッテ水北水南ノ土夏秋漲橋毀レハ校ニ上ルヲ得ス因テ小舎ヲ南北ニ建テ支校トシ通学ニ便ス此年学職々名ヲ改メ師範取扱手傳ニ易ルニ教授教句読師ヲ以テス

	九月	是ヨリ先キ槍術三流アリ合併技ヲ講ス至是三松準之助曾根富弥ヲ以テ引立頭トス遂ニ劍術講流留各其高弟ヲ挙テ引立タラシム
1857年	安政四年四月	醫師新妻金夫 <small>名胤剛字金夫及岳ト号ス医ヲ少早川圖書名隆龍字白鱗樺村ト号ス医ヲ川越佐石元端ニ学文ヲ頼山陽ニ学フ</small> 等首唱医学所ヲ創立シ明道館ト号ス
1858年	安政五年	鈴木千左衛門 <small>担任ニ関口流柔術取扱ヲ命シ後師範トナス</small> 洪川半五郎 <small>二学フ</small>
1859年	安政六年	番頭池内禪次郎三松百助以為ラク士風ヲ励スル学校ニアリ而従前学政一時立ツルアルモ忽ニシテ撼揺スルモノ重臣ノ専任ナキニヨルト因テ家老ニ説クニ専任ノ総奉行ヲ置キ其位次ヲ重シ總教以下之ヲ準スルヲ以テ家老口拒ム能ハスシテ心之ヲ厭フ又コレヲ不利トスルモノ多ク遂ニ細故ヲ以テ三松ヲ退ケ池内孤立復為スアタハス而シテ天下多事ナルニ際シ藩士ノ慷慨時ヲ憂ルモノ嘉永ニ比シテ益多ク文ヲ講シ武ヲ講シ精神益奪テ復有司ノ勸沮ニ関セス觀ルヘキモノ無シトイヘトモ因テ以テ衰頽ニ趨ラサルナリ四月番頭以下ヲシテ始テ講席ニ列セシム従前講席只文吏之ヲ列シテ武職一切與ルヲ得ス今此挙アリ蓋番頭建議中ニ於テ纔ニソノ一事ヲ聴クト云
1861年	文久元年十二月	長尾均 <small>景佳與一ニ子業ヲ梓築藩ニ関口流算術取扱ヲ命ス初與一取扱タル三年ニシテ没ス算学科又廃スコ、ニ至テ均其二子ヲ以テ別ニ俸ヲ給シ家ヲ起シ後師範トナル</small>
1863年	文久三年四月	備後守政拳武寮一字ヲ増築ス始テ瓦屋ヲ以テス
	六月	始テ広業館ニ寄宿生ヲ置キ文選ヲ素読科ニ置キ世説ヲ講義課ニ置キ廃ス
1864年	元治元年五月	武寮ニ居寮生ヲ置ク

注 『日本教育史資料』(参) 235~238頁による。

その後、文武掛 (1777年)、新陰流劍術師範 (1787年)、学問所掛 (1794年)、文武掛 (1799年)、文武寮掛 (1800年)、などの任命がなされているのをみると、細々ながらも、文武両道教育は行なわれていたと見るべきであろう。1816年の記録によると、「文武寮頭取役ヲ廃ス此際学政殆ント地ヲ掃ニ至ントス」という状態になったが、6年後の1822年になると、文武寮頭取役3名を置くようになり、その後、4名、そして8名と増して来る。

しかし、延岡藩は、1831年、「武芸ヲ勸奨シ」という記録や、表(三—⑤)の遊学者数から判断すると、文の教育より武の教育に力を入れていると推測される。そして、1849年の記録によると、「文武勸奨今武ニ厚ク文ニ薄キヲ免レス」と言わしめる結果となった。文の教育が充実され、延岡藩の文武両道教育が、一段と発展するのは、1850(嘉永3年)5月、学問所を広業館と改称してからである。そして、翌年3月、その学職々名を、師範、取扱、手伝から、教授、助教、句読師と改めたのである。

教科書は、1830年(天保)ごろから1850年(嘉永)ごろは「児童ノ初メ入学スル孝経ヨリ始メ四書五経ヨリ文選ニ終ル」のであるが、幕末に

なると、国学書および西洋の書物の漢訳和訳をも、使用した。学寮(学問所)および武寮(武芸所)などにおける授業方法は、表(三—④)の通りである。

そして、下士以上の子弟は、年齢段階に応じて、学問および武芸を学ばねばならなかった。

(1)八歳ヨリ十四歳マデ習字読書爰方武一芸折々出席讀書習字毎日一時間武芸ハ武寮及家塾ヲ合せ月二十日一時間トス折々トハ定出席ニ付スル語定出席ハ君事故アレバ必其事故ヲ届出ルモノトス

(2)十五歳ヨリ

武一芸定日出席

(3)十五歳ヨリ廿五歳迄ノ内

必ス武一芸免状ヲ得ヘキモノトス然ル後其出席ノ折々タルヲ許ス其免状ヲ得サルモノハ三十歳迄定出席トス

(4)三十歳ヨリ四十歳迄

武一芸折々出席トス其百石

百石ノ取米四公六民ニシテ四十石トス明私ノ以上ノ士初ヨリ六割ヲ減シテ百石ノ取米十六石タリノ如キ五十歳迄藩主ノ校閱ニ方ツテ武一芸必⁽⁵⁾出テサルヲ得サルモノトス百石以上ノ士乗馬カス

以上のように、年齢に応じた文武教育の在り方を定め、武については、さらに細かく定めている。

表(三-④) 学寮・武寮などでの授業方法

	時 間	授 業 内 容
学 寮	朝六ツ時ヨリ五ツ時マテ	素読
	五ツ時ヨリ四ツ時マテ	習字並温復
	四ツ時ヨリ九ツ時マテ	師家講義或輪講 <small>但總テ級ニヨ ツテ区別ス</small> 詩文会毎月六回
	夜六ツ時ヨリ四ツ時迄	師家講義或輪読
	八ツ時ヨリ七ツ時マテ	習礼 算術 兵学 毎月六回
武 寮	朝五ツキ時ヨリ四ツ時迄毎日	槍術
	四ツ時ヨリ九ツ時迄	弓術 <small>經 葉</small> 馬術 <small>木 馬</small> 居合 各毎月六回
	八ツ時ヨリ七ツ時迄	劍術 柔術 捕手 各毎月六回
馬場 (隔 日)	暁六ツ時ヨリ五ツ時迄(4月~8月)	乗馬
	五ツ時四ツ時迄(3月~5月)	

注 (1) 学寮での等級は、5等に分けられる。

(2) 寒中30日間、諸芸は「払暁ヨリ五ツ時迄演習」である。嘉永年間から、「劍術柔術師家其塾ヲ大ニスルモノ多ク晴雨ニ関セス演習ス」ということである。

(3) 『日本教育史資料』(参) 明治23年10月30日 239ページによる。

「此法士ニ責ルノ大略ノミ其实际ハ軍学乗馬
劍槍弓銃捕手初メハ皆之ヲ兼習ス唯ソノ専修
ニ至テハ劍ト槍ト併スルヲ得ス弓ト銃ト併ス
ルヲ得サルヲ常トス而シテ其篤志者ノ如キハ
五六芸ノ免状ヲ得ルニ至ル」

この記録によると、武は、初めは、すなわち、
8才から14才までは、軍学、乗馬、劍、槍、弓、
銃、捕手をすべて兼習させたが、15才以上になると、
一芸を専修することになり、25才までに、一
芸は免状取得しなければならぬのである。これ
らから推察すると、延岡藩では、文より武をかなり
重視していると思われる。記録によると、「ソ
ノ文武ノ比較ニ至ツテハ政修末年以後其差一ト九
トノ如シ安政ニ至ルニ及ンデ殆ント等差ナキヲ見
ル」とあり、第2代藩主政陽から31ヵ条の訓戒を
受けた第3代政修は、それを忠実に守り、武を重視
し、それが、1850年代の安政になって、やっと
文武が対等になったとある。

延岡藩からの1766年から1872年までの遊学者の

統計は、表(三-⑤)の通りである。

この表からつぎのようなことが言える。

(一)遊学の経費は、藩費、自費に分れ、藩費で遊
学しているのは、学問だけである。その学問も、
1865年の慶応元年まで、漢学だけである。幕末と
なった1866年になって、やっと洋学、医学の遊学
者を藩費で派遣している。

(二)藩費と自費とを比較すると学問にしても、自
費の方が多く、武芸に至っては、自費のみである。

(三)学問と武芸の遊学者数を比較すると、1856年
の安政3年までは、学問より武芸の遊学者の方が
多いことである。

(四)学問の遊学者を学問別にみると、漢学の遊学
者が圧倒的に多く、1856年の安政3年以降、算学
(漢算)の遊学者が出ており、幕末になると、洋
学、洋算、医学の遊学者が急増する。

(五)武芸においては、1831年の天保2年以降、殆
んど毎年、遊学者がいるが、一番多いのが劍術で
あり、ついで槍術である。武芸の中で、劍術の遊

表(三)⑤ 藩費自費遊学の概略(一七六六年~一八七二年)

西暦	和暦	第二表 学問						第二表 武芸														
		藩費			自費			自費			自費											
		和学	漢学	洋学	医学	漢算	洋算	和学	漢学	洋学	医学	漢算	洋算	弓術	馬術	槍術	劍術	砲術	兵学	遊術	柔術	
一七六六	天明六年																					
一七六七	天明七年																					
一七六八	天明八年																					
一七六九	天明九年																					
一七八一	天明十一年																					
一八〇二	天明十二年																					
一八〇三	天明十三年																					
一八〇四	天明十四年																					
一八二二	天保二年																					
同三	同三年																					
同四	同四年																					
同五	同五年																					
同六	同六年																					
同七	同七年																					
同八	同八年																					
同九	同九年																					
同十	同十年																					
同十一	同十一年																					
同十二	同十二年																					
同十三	同十三年																					
同十四	同十四年																					
一八四四	弘化元年																					
同二	同二年																					
同三	同三年																					
同四	同四年																					
一八四八	嘉永元年																					
同二	同二年																					
同三	同三年																					
同四	同四年																					
同五	同五年																					
同六	同六年																					
一八五四	安政元年																					
同二	同二年																					
同三	同三年																					
同四	同四年																					
同五	同五年																					
同六	同六年																					
一八六〇	萬延元年																					
一八六一	文久元年																					
同二	同二年																					
同三	同三年																					
一八六四	元治元年																					
一八六五	慶応元年																					
同二	同二年																					
同三	同三年																					
一八六八	明治元年																					
同二	同二年																					
同三	同三年																					
同四	同四年																					
同五	同五年																					

註 『日本教育史資料』(參) 明治三年一〇月三〇年 二二三一〜二三四頁による。

学者が多いのは、どの藩でも共通するものであろうが、槍術の遊学が多いのが注目される。そして、その槍術も、1851（嘉永4）年の記録に、「是ヨリ先キ槍術三流アリ合併技ヲ講ス」とあるように、三つの流派があったのである。その槍術の遊学者も、幕末の1863年以降にはいなくなる。

学寮、武寮の外に、延岡藩には、1857（安政4）年、医学所明道館、1866（慶応2）年、皇学所が

設置された。

以上、延岡藩の内藤氏治政時代の文武両道教育を考察してきた訳けであるが、延岡藩では、「学問武術政事ノ源二候」としながらも、1850年代末まで、文より武の方が先行した。1850年、学寮が広業館と改称され、制度を改め、内容が充実されて、文と武は対等となってきたと言われている。

- (1) 文部省総務局編『日本教育史資料』参 明治23年10月30日 234～235頁
- (2) 同上書 229～231頁
- (3) 同上書 231頁
- (4) 同上書 229頁
- (5) 同上書 239～240頁
- (6) 同上書 240頁